

厚生労働科学研究
(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業)
の実施状況及び成果の概要
(令和4年度)

本資料は、「厚生労働科学研究（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）の成果に関する評価（令和4年度報告書）」を作成するにあたり、成果等を取りまとめたものです。なお、I. 成果の概要中、「5. 研究成果の評価」及び「6. 改善すべき点及び今後の課題」については、事後評価委員会が確認した記載内容となっています。

令和5年7月13日

こども家庭庁

I. 実施状況

1. 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業の概要

1) 研究事業の目的

成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業は、令和4年度まで、厚生労働科学研究の一事業として、「乳幼児の疾患の克服及び障害の予防、母性及び乳幼児の健康の保持増進並びに児童家庭福祉の向上に資すること」を目的とする研究事業として実施されてきた。

当該事業は、令和5年度から、こども家庭庁設立に伴い、研究事業の目的を保ったまま、こども家庭科学に移管され、継続されている。

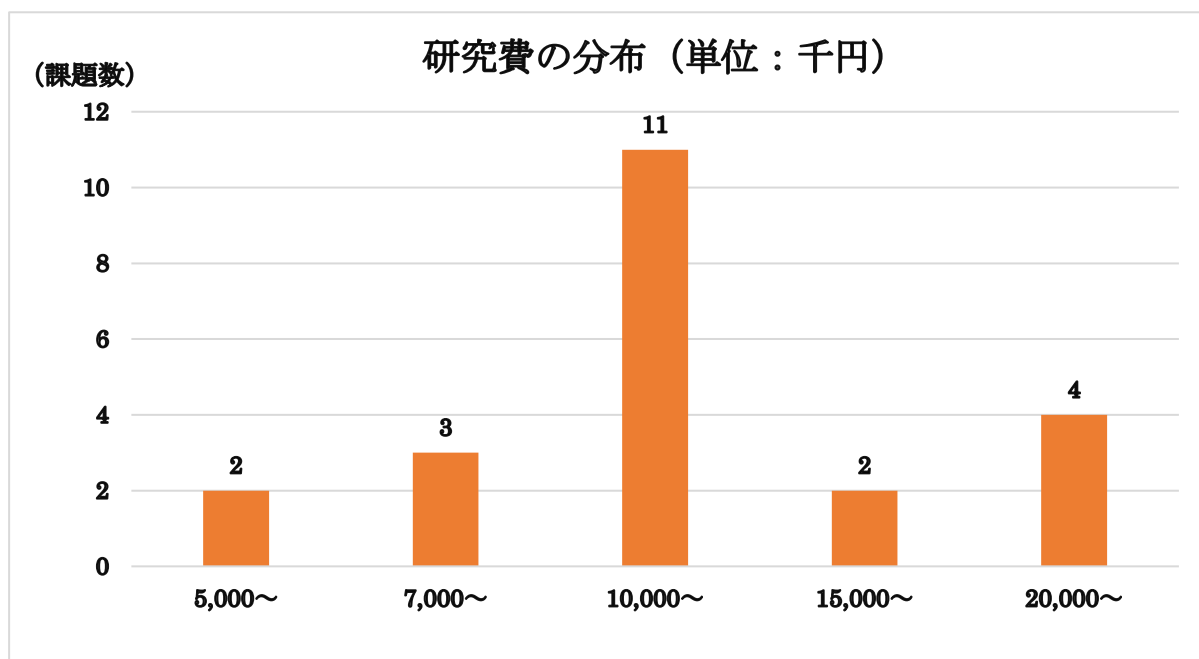
なお、こども家庭科学研究費補助金等は、「こども家庭科学研究の振興を促し、もって、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性に関する保健医療、福祉、生活衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的としている。

2) 研究の課題設定と公募

課題を解決する目的志向型の研究課題を設定し、国内の試験研究機関等（国公立大学、国公立・民間研究機関等）に属する研究者、または法人を対象として、原則として公募により研究課題を採択した。

3) 各研究課題の研究費

令和4年度各研究課題に交付された研究費の分布は図のとおりである。



1 課題あたりの研究費は、約 12,936 千円であった。

2. 申請課題の評価

1) 公募課題の決定

公募課題については、評価委員会において課題の検討を行い、その意見をもとに、課題の選定を行い、厚生科学審議会科学技術部会において審議、決定した。公募課題の選定にあたっては、行政施策の科学的な推進、技術水準の向上のために必要性の高いものについて検討することとした。

2) 研究課題の評価

こども家庭科学研究の評価は、令和4年度は「厚生労働省の科学研究開発評価に係る指針」に基づいて、令和5年度以降は「こども家庭庁の科学研究開発評価に係る指針」に基づいて行われる。研究の透明性の確保と活性化及び公正な執行を図ることを目的として、事前評価委員会、中間・事後評価委員会を設置している（委員：10～15名程度）。なお、評価委員名簿は、評価実施後にホームページ上で公開する。提出された研究課題は、各研究事業の評価委員会において、専門的・学術的観点と行政的観点から評価を行っている。評価方法は書面審査を基本としているが、評価委員会の判断によってヒアリングを実施する場合もある。

3) 評価の観点

3-1) 事前評価

1. 専門的・学術的観点からの評価

- ① 研究の厚生労働科学分野における重要性
- ② 研究の厚生労働科学分野における発展性
- ③ 研究の独創性・新規性
- ④ 研究目標の実現性・効率性
- ⑤ 研究者の資質、施設の能力

2. 行政的観点からの評価

- ① 政策等への活用
- ② 行政的緊急性

3. 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価

4. 総合的に勘案すべき事項

- ① 研究の倫理性（倫理指針への適合等）
- ② エフォート等
- ③ 研究実績の少ない者（若手等）への配慮

④研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等

3-2) 中間評価

1. 専門的・学術的観点からの評価
 - ①研究計画の達成度
 - ②今後の研究計画の妥当性・効率性
 - ③研究継続能力
2. 行政的観点からの評価
3. 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価
4. 総合的に勘案すべき事項
 - ①研究の倫理性（倫理指針への適合等）
 - ②今後の展望等

3-3) 事後評価

1. 専門的・学術的観点からの評価
 - ①研究目的の達成度（成果）
 - ②研究成果の学術的・国際的・社会的意義
 - ③研究成果の発展性
 - ④研究内容の効率性
2. 行政的観点からの評価
3. 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価
4. 国民への説明・普及の努力
5. 専門学術雑誌への発表、特許の出願状況等について
6. 今後の展望

3. その他の取組事項

1) 倫理指針等の遵守、利益相反の管理

法律、各府省が定める省令及び倫理指針等に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であるかを確認する等により、研究の倫理性を確保している。また、研究の公正性、信頼性の確保の観点から、こども家庭科学研究に関わる研究者の利益相反について、その透明性を確保して適切に管理するよう求めている。

2) 研究課題の申請者への評価結果の通知

3) 若手研究者への配慮

研究課題の評価にあたっては、これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮するよう指針で定めている。一部の研究事業において若手研究者（当該年度4月1日現在で満39歳以下）を対象とした枠を設定している。

4) 間接経費の計上

採択された課題に関する間接経費については、直接経費の30%を限度に計上することができる。ただし、研究代表者が国立試験研究機関に所属する場合は対象外となっている。令和4年度の間接経費の総額は0.3億円（交付決定額の約21.4%）であった。

5) 大学院博士課程学生への支援

研究者を対象とした制度であり、大学院生への支援措置はないが、実験補助等に対する賃金を支払うことは可能としている。

4. 申請と採択の状況

新規課題は申請10件に対して採択6件で、採択率60%、継続課題では申請17件に対して採択16件採択率は94.1%であった。全体では、申請27件に対して、採択22件で、採択率81.5%であった。

表. 令和4年度の研究課題の申請・採択結果（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）

	申請件数	採択件数	採択率
新規分	10件	6件	60.0%
継続分	17件	16件	94.1%
全体	27件	22件	81.5%

5. 公表に関する取組

1) 研究事業に関連する情報の公表

こども家庭庁ホームページ上で次の事項を公開している。（一部は今後公開予定。）。

- ・事業概要、公募要項、評価指針
- ・評価委員会委員名簿

- ・ 採択された研究課題名、研究代表者名、交付金額

2) 研究成果の公表

国立保健医療科学院ホームページ上で、研究課題名、研究者名、研究成果（研究報告書本文等）を含む、検索可能な「厚生労働科学研究成果データベース」を公開している。

厚生労働科学研究成果データベース HP : <https://mhlw-grants.niph.go.jp/>

なお、こども家庭科学研究費補助金等の研究成果についても、今後、「厚生労働科学研究成果データベース」において公開予定である。

参考. 令和4年度申請・採択結果一覧表(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業)

		申請	採択
新規分	件数	10件	6件
	金額 (千円)	123,505	74,705
継続分	件数	17件	16件
	金額 (千円)	222,555	209,885
合計	件数	27件	22件
	金額 (千円)	346,060	284,590

Ⅱ．成果の概要

令和4年度 成果の概要

1．研究事業の基本情報

研究事業名	成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業研究事業
主管部局（課室）	こども家庭庁成育局母子保健課
関係部局	成育局成育基盤企画課、支援局虐待防止対策課、支援局家庭福祉課、支援局障害児支援課

2．研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和2年度	321,545	39	27
令和3年度	318,545	34	26
令和4年度	318,545	27	22

3．研究事業の目的

こども施策の科学的基盤を構築するために、生殖・妊娠期、胎児期、新生児期、乳幼児期、学童・思春期、若年成人期、そしてまた生殖・妊娠期へと循環する成育サイクルのステージごとの課題や、各ステージに共通する課題に対して、保健、医療、福祉等の幅広い関係分野での科学的な研究を推進する。また、得られた科学的根拠に基づいて、妊娠、出産、子育てのサイクルを通じた切れ目ない支援体制の構築、及び成育環境に関わらず全てのこどもが心身ともに健やかに育まれる社会環境の整備につなげる。

4．研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ・「成育基本法を地域格差なく継続的に社会実装するための研究」（令和3～5年度）において、成育医療等提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）に基づく施策の評価に資する研究を実施し、候補となる指標および目標値が得られた。得られた知見は、成育医療等協議会において議

論され、成育医療等基本方針に基づく評価指標の設定に活用された。

・「低出生体重児の成長・発達評価手法の確立のための研究」（令和4年度～令和5年度）において、低出生体重児の男女別・出生体重グループ別の0歳から6歳未満までの、体重、身長、頭囲の発育曲線（パーセンタイル値）を作成し、健やか親子21のホームページで公開された。今後、低出生体重児の発育の目安として、保健指導や異常の早期発見のために活用される。

・「HTLV-1母子感染対策および支援体制の課題の検討と対策に関する研究」（令和2～4年度）において、母子感染予防のための栄養摂取方法の選択や、HTLV-1キャリア妊婦ならびに出生児に対する継続的な支援方策を検証し、「HTLV-1母子感染予防対策マニュアル」を改訂し、HTLV-1キャリア妊婦等に対する意思決定支援に活用された。

・「わが国における父親の子育て支援を推進するための科学的根拠の提示と支援プログラムの提案に関する研究」（令和2～4年度）において、父親支援のリーフレットを作成し、モデル自治体での効果検証を行うとともに、父親支援の事例集を作成し、自治体において父親等への保健指導や両親学級等の集団指導における母子保健事業に活用された。

・「出生前診断の提供等に係る体制の構築に関する研究」（令和2～4年度）において、NIPT（非侵襲性出生前遺伝学的検査）に関する妊婦への説明書を作成した。本説明書は、出生前検査認証制度等運営委員会の指定説明書として、各医療機関で使用された。

・「標準的な生殖医療の知識啓発と情報提供のためのシステム構築に関する研究」（令和3～5年度）において、不妊症・不育症診療の標準化の指標となる「生殖医療ガイドライン」と「不育症管理に関する提言2021」について解説した一般向けおよび患者向けの情報提供資材を作成した。また、不妊治療を受ける患者と提供する医療従事者が情報を共有するための資材の試案を作成した。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例該当なし

（2）論文数などの業績（令和4年度終了課題について）

原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
79	75	149	10	183	22	0	0	15	118

5. 研究成果の評価

必要性の 観点から	成育基本法において、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対して必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合
--------------	---

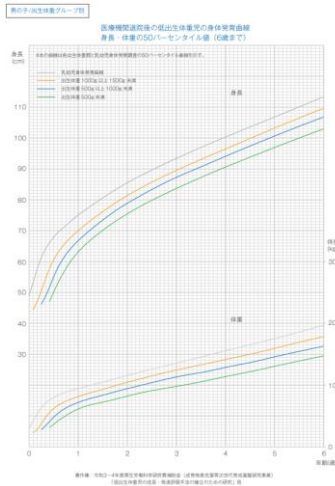
	的に推進することとされている。令和5年3月に成育基本法に基づく成育医療等基本方針の変更が閣議決定され、こども基本法やこども家庭庁の設置を踏まえた取組や、母子保健や子育て支援に関わる課題等を踏まえた取組等が追記された。本研究事業は、これらの政策に必要な成育医療等の状況、施策の実施状況やその根拠となるエビデンス、科学的知見等を提供しており、母子保健分野をはじめとした成育医療等の施策における保健・医療・福祉等の多様な行政的・科学的課題に対応するために必要不可欠である。
効率性の観点から	多岐にわたる母子保健の課題の中から優先度、重要度の高い研究課題を厳選して実施した。また外部有識者で構成される評価委員会を設置し、各専門領域の観点から研究課題の進捗管理及び成果の評価を実施し、効率的な事業運営を行った。
有効性の観点から	研究成果は、成育医療等基本方針に基づく評価指標の作成や「すこやか親子21（第2次）」で示された指標等の改善のために有効に活用された。その結果、妊娠、出産、子育ての成育サイクルを通じた切れ目ない支援体制の構築と、成育環境に関わらず全てのこどもが心身共に健やかに育まれる社会環境の整備が進められた。

6. 改善すべき点及び今後の課題

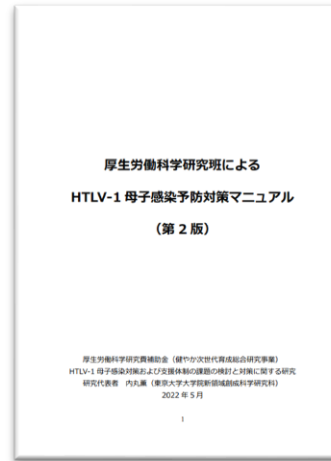
<p>研究事業は概ね順調に進行しており、今後は、特に、母子保健情報のデジタル化とデータの利活用の推進、成育基本法で示された理念等の全ての地域への継続的な社会実装の進展に積極的に取り組む必要がある。また、全てのこどもの健やかな発達・成長、及び Well-being の向上に向けて、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、福祉等を提供するための調査及び研究を実施し、こども基本法やこども政策の新たな推進体制に関する基本方針で示された基本理念を推進することが課題である。</p>

<参考> 令和4年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「低出生体重児の成長・発達評価手法の確立のための研究」（令和4～5年度）

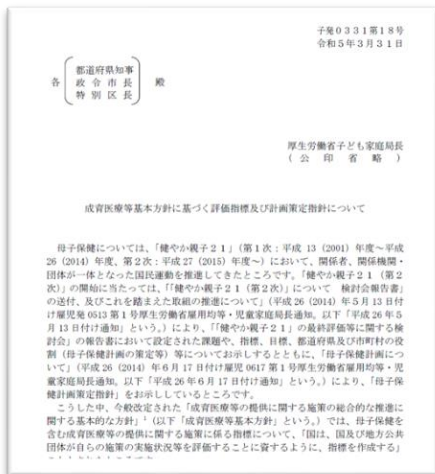


「HTLV-1 母子感染対策および支援体制の課題の検討と対策に関する研究」（令和2～4年度）



「成育基本法を地域格差なく継続的に社会実装するための研究」（令和3～5年度）

「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」（令和5年3月31日子発0331第18号）



「成育医療等基本方針に基づく評価指標」

項目	評価指標	評価方法	評価時期	評価主体	評価結果の活用	備考
1	母子健康手帳の保有率	母子健康手帳の発行枚数 / 出生児数 × 100	毎年10月1日現在	保健所	母子健康の確保	
2	乳児健診受診率	乳児健診受診者数 / 出生児数 × 100	毎年10月1日現在	保健所	乳児の健康状態の把握	
3	母子健康相談の件数	母子健康相談の件数	毎年10月1日現在	保健所	母子健康に関する課題の把握	
4	母子健康相談の解決率	解決した相談件数 / 相談総数 × 100	毎年10月1日現在	保健所	母子健康に関する課題の解決	
5	母子健康相談の満足度	母子健康相談の満足度調査結果	毎年10月1日現在	保健所	母子健康に関する課題の把握	
6	母子健康相談の相談内容	母子健康相談の相談内容	毎年10月1日現在	保健所	母子健康に関する課題の把握	
7	母子健康相談の相談回数	母子健康相談の相談回数	毎年10月1日現在	保健所	母子健康に関する課題の把握	
8	母子健康相談の相談回数	母子健康相談の相談回数	毎年10月1日現在	保健所	母子健康に関する課題の把握	
9	母子健康相談の相談回数	母子健康相談の相談回数	毎年10月1日現在	保健所	母子健康に関する課題の把握	
10	母子健康相談の相談回数	母子健康相談の相談回数	毎年10月1日現在	保健所	母子健康に関する課題の把握	

第10回成育医療等協議会の資料

成育医療等協議会資料
成育医療等基本方針の指標についての考え方
2023.1.11

山梨大学
山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座
厚生労働科学研究費補助金(2021-2023年)
「成育基本法を地域格差なく継続的に社会実装するための研究」
研究代表者